

第 117 期 決 算 公 告

平成28年 6 月29日

長崎県佐世保市島瀬町10番12号
株式会社 親 和 銀 行
取締役頭取 吉 澤 俊 介

貸借対照表（平成28年 3 月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	324,545	預 金	2,188,823
現 金	44,564	当 座 預 金	86,974
預 け 金	279,980	普 通 預 金	1,052,311
コ ー ル ロ ー ン	7,778	貯 蓄 預 金	12,158
商 品 有 価 証 券	212	通 知 預 金	2,461
商 品 国 債	60	定 期 預 金	990,685
商 品 地 方 債	152	そ の 他 の 預 金	44,231
有 価 証 券	752,071	譲 渡 性 預 金	86,647
国 債	623,051	コ ー ル マ ネ ー	25,000
地 方 債	25,731	借 用 金	152,985
社 債	91,634	借 入 金	152,985
株 式	11,645	外 国 為 替	31
そ の 他 の 証 券	8	売 渡 外 国 為 替	31
貸 出 金	1,465,210	そ の 他 負 債	5,233
割 引 手 形	8,840	未 決 済 為 替 借	4
手 形 貸 付	46,403	未 払 法 人 税 等	215
証 書 貸 付	1,273,165	未 払 費 用	1,493
当 座 貸 越	136,801	前 受 収 益	703
外 国 為 替	1,578	金 融 派 生 商 品	577
外 国 他 店 預 け	1,577	リ ー ス 債 務	1,437
買 入 外 国 為 替	0	資 産 除 去 債 務	58
そ の 他 資 産	6,785	そ の 他 の 負 債	742
前 払 費 用	109	睡眠預金払戻損失引当金	1,306
未 収 収 益	1,670	再評価に係る繰延税金負債	4,421
金 融 派 生 商 品	746	支 払 承 諾	5,844
そ の 他 の 資 産	4,258	負 債 の 部 合 計	2,470,294
有 形 固 定 資 産	44,690		
建 物	9,455	（純 資 産 の 部）	
土 地	30,684	資 本 金	36,878
リ ー ス 資 産	1,458	資 本 剰 余 金	36,878
建 設 仮 勘 定	425	資 本 準 備 金	36,878
その他の有形固定資産	2,665	利 益 剰 余 金	13,507
無 形 固 定 資 産	1,297	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,507
ソ フ ト ウ ェ ア	1,004	繰 越 利 益 剰 余 金	13,507
その他の無形固定資産	293	株 主 資 本 合 計	87,263
前 払 年 金 費 用	4,610	その他有価証券評価差額金	23,457
繰 延 税 金 資 産	2,016	土 地 再 評 価 差 額 金	14,690
支 払 承 諾 見 返	5,844	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	38,148
貸 倒 引 当 金	△20,934	純 資 産 の 部 合 計	125,411
資 産 の 部 合 計	2,595,706	負債及び純資産の部合計	2,595,706

損益計算書 (平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経 常 収 益			35,745
資 金 運 用 収 益		25,786	
貸 出 金 利 息		20,148	
有 価 証 券 利 息 配 当 金		5,198	
コ ー ル ロ ー ン 利 息		72	
預 け 金 利 息		0	
そ の 他 の 受 入 利 息		367	
役 務 取 引 等 収 益		7,611	
受 入 為 替 手 数 料		2,133	
そ の 他 の 役 務 収 益		5,477	
そ の 他 業 務 収 益		716	
外 国 為 替 売 買 益		184	
商 品 有 価 証 券 売 買 益		0	
国 債 等 債 券 売 却 益		460	
金 融 派 生 商 品 収 益		70	
そ の 他 経 常 収 益		1,631	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益		458	
償 却 債 権 取 立 益		371	
株 式 等 売 却 益		8	
そ の 他 の 経 常 収 益		793	
経 常 費 用			28,002
資 金 調 達 費 用		1,690	
預 金 利 息		1,317	
譲 渡 性 預 金 利 息		176	
コ ー ル マ ネ ー 利 息		3	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息		0	
借 用 金 利 息		191	
そ の 他 の 支 払 利 息		0	
役 務 取 引 等 費 用		3,759	
支 払 為 替 手 数 料		1,059	
そ の 他 の 役 務 費 用		2,700	
そ の 他 業 務 費 用		2	
国 債 等 債 券 売 却 損		0	
国 債 等 債 券 償 還 損		2	
営 業 経 費		20,470	
そ の 他 経 常 費 用		2,079	
株 式 等 売 却 損		60	
株 式 等 償 却		3	
そ の 他 の 経 常 費 用		2,016	
経 常 利 益			7,742
特 別 利 益			3
固 定 資 産 処 分 益		3	
特 別 損 失			491
固 定 資 産 処 分 損		76	
減 損 損 失		414	
税 引 前 当 期 純 利 益			7,255
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△2,345	
法 人 税 等 調 整 額		4,394	
法 人 税 等 合 計			2,048
当 期 純 利 益			5,206

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については、定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～50 年

その他 3 年～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 1,559 百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に

あたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(4) その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 連結納税制度の適用

株式会社ふくおかフィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下、「企業結合会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58-2 項(4)及び事業分離等会計基準第 57-4 項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響額はありません。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計 366,426 百万円含まれております。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 916 百万円、延滞債権額は 32,565 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 0 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 5,373 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 38,856 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,840 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1 百万円
有価証券	271,658 百万円
その他の資産	553 百万円

担保資産に対応する債務

預金	10,655 百万円
借入金	151,607 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 23,694 百万円、その他の資産 6 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 372 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 506,805 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 500,986 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額及び同条第 4 号に定める地価税の算定価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額
と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,099 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 26,670 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,110 百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 3,833 百万円であります。

13. 関係会社に対する金銭債権総額 2,481 百万円

14. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）
8.83%

(損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、最終取引日以降長期間移動のない預金等に係る収益計上額 470 百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額 1,138 百万円を含んでおります。
3. 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失) (単位：百万円)

地域	長崎県内	長崎県外	合計
主な用途			
事業用資産	10 カ所	1 カ所	11 カ所
遊休資産等	29 カ所	9 カ所	38 カ所
種類	土地建物	土地建物	土地建物
減損損失額	368	46	414

当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の事業用資産（処分予定を含む）及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないこと、又は割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（414百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(イ) 資産グループの概要

① 共用資産

銀行全体に関連する資産（本部、社宅・寮、ATM コーナー等）

② 事業用資産

事業の用に供する資産

③ 遊休資産

店舗・社宅跡地等

(ロ) グルーピングの方法

① 共用資産

銀行全体を一体としてグルーピング

② 事業用資産

営業店単位

③ 遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

(回収可能価額の算定方法等)

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準（国土交通省、平成26年5月1日改正）」等に基づき算定しております。

4. 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	被所有 直接 100%	経営管理等役員の兼任	連結納税	2,404	未収金	2,404

(2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社福岡銀行	—	金銭貸借関係	資金の貸付	△1,471	コールローン	7,778
				コールローン利息	72	未収収益	9
				資金の借入	25,000	コールマネー	25,000
				コールマネー利息	3	未払費用	0
	ふくぎん保証株式会社	—	保証委託関係	当行の住宅ローン債権等に関する被保証	358,514	—	—
				保証料の支払	523	—	—

(注) 上記取引は、一般の取引と同様の条件で行っております。

(4) 役員

関連当事者との取引について記載すべき重要な情報ははありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行は、銀行業務を中心に保証業務、事業再生支援、銀行事務代行業務などの金融サービスを提供しております。これらの事業において、資金運用手段はお客様への貸出金を主として、その他コールローン及び債券を中心とした有価証券等であります。また、資金調達手段はお客様からお預かりする預金を主として、その他コールマネー、借入金、社債等であります。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融商品の内容及びそのリスクは、主として以下のとおりであります。

（貸出金）

主に国内の法人及び個人のお客様に対する貸出金であり、貸出先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被る信用リスク及び金利が変動することにより利益が減少するないし損失を被る金利リスクに晒されております。

（有価証券）

主に株式及び債券であり、発行体の信用リスク、金利リスク、市場の価値が変動し損失を被る価格変動リスク及び一定の環境の下で売却が困難になるなどの流動性リスク（市場流動性リスク）に晒されております。金利リスクのうち、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを軽減しております。外貨建債券については、上記リスクのほか、為替の変動により損失を被る為替変動リスクに晒されておりますが、通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクを軽減しております。

（預金及び譲渡性預金）

主に法人及び個人のお客様からお預かりする当座預金、普通預金等の要求払預金、自由金利定期等の定期性預金及び譲渡性預金であり、予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる等の流動性リスク（資金繰りリスク）に晒されております。

（デリバティブ取引）

デリバティブ取引はお客様に対するヘッジ手段等の提供や、当行の資産及び負債の総合的管理(ALM)等を目的に行っており、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替変動リスク）、信用リスク及び流動性リスク（市場流動性リスク）に晒されております。

また、ALMの一環として、金利リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っているデリバティブ取引の一部にはヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等につきましては、「重要な会計方針7. ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクは当行が保有する主要なリスクであり、資産の健全性を維持しつつ適正な収益をあげるうえで、適切な信用リスク管理を行うことは銀行経営における最も重要な課題の一つとなっております。

当行の取締役会は、信用リスク管理の基本方針を定めた「信用リスク管理方針」及び基本方針に基づき与信業務を適切に運営するための基本的な考え方や判断・行動の基準を明記した「与信の基本方針（クレジット・ポリシー）」を制定し、信用リスクを適切に管理しております。また、債務者の実態把握、債務者に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援を行っております。加えて、個別債務者やポートフォリオ等の信用リスク量を算定し、一般貸倒引当金の検証、自己資本との比較、信用リスク管理手法への活用等を行い、信用リスクを合理的かつ定量的に把握しております。

信用リスク管理にかかる組織は、信用リスク管理部門及び内部監査部門で明確に分離しております。さらに信用リスク管理部門には、審査部門、与信管理部門、格付運用部門、問題債権管理部門を設置しており、信用リスク管理の実効性を確保しております。与信管理部門は、信用リスクに関するアクションプランを定めた「リスク管理プログラム」に則り、信用リスク管理態勢の整備・確立に努めております。内部監査部門は、信用リスクの管理状況の適切性を監査しております。

また、与信管理部門は、信用リスク及び信用リスク管理の状況について定期的に又は必要に応じて適時・適切に取締役会やALM委員会等へ報告しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理を行っております。

② 市場リスクの管理

当行の収益の中で、金利リスク等の市場リスクにかかる収益は、信用リスクのそれとともに大きな収益源の一つですが、そのリスク・テイクの内容次第では、市場リスク・ファクターの変動によって収益力や財務内容の健全性に重大な影響を及ぼすことになります。

当行の取締役会は、市場リスク管理の基本方針を定めた「市場リスク管理方針」及び具体的管理方法を定めた管理規則を制定し、市場リスクを適切に管理しております。

当行では、ALM委員会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、対応方針を決定しております。リスク限度枠等については、株式会社ふくおかフィナンシャルグループから配賦されたリスク資本額やその他市場リスク管理に必要な限度枠を常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っております。

市場リスク管理にかかる組織は、市場取引部門（フロント・オフィス）、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）、市場事務管理部門（バック・オフィス）及び内部監査部門で明確に分離しており、相互牽制機能が発揮できる組織体制としております。市場リスク管理部門は、市場リスクに関するアクションプランを定めた「リスク管理プログラム」に則り、市場リスク管理態勢の整備・確立に努めております。内部監査部門は、市場リスクの管理状況の適切性を監査しております。

また、市場リスク管理部門は、市場リスク及び市場リスク管理の状況について定期的に又は必要に応じて適時・適切に取締役会やALM委員会等へ報告しております。

<市場リスクに係る定量的情報>

(ア) トレーディング目的の金融商品

当行では、「商品有価証券」、「デリバティブ取引」のうち金利関連取引、通貨関連取引及び債券関連取引の一部をトレーディング目的で保有しております。

これらの金融商品はお客様との取引及びその反対取引がほとんどであり、リスクは僅少であります。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

(i) 金利リスク

当行において、主要なリスク変数である金利の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のうち債券、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうち金利関連取引であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 60 日、信頼区間 99%、観測期間 1,250 日）によって V a R を算定しており、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

平成 28 年 3 月 31 日現在で当行の金利リスク量（損失額の推計値）は、8,135 百万円であります。

当行では、モデルが算出する V a R と、V a R 計測時のポートフォリオに基づく仮想の損益とを比較するバックテストングを実施しております。平成 27 年度に関して実施したバックテストングの結果、損失が V a R を超過した実績はなく、使用する計測モデルは十分な精度により金利リスクを捕捉しているものと考えております。

なお、金融負債の「預金」のうち満期のない「流動性預金」については、内部モデルによりその長期滞留性を考慮して適切に推計した期日を用いて、V a R を算定しております。

但し、V a R は過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での金利リスク量を計測しているため、過去の相場変動で観測できなかった金利変動が発生した場合は、リスクを捕捉できない可能性があります。

(ii) 価格変動リスク

当行において、主要なリスク変数である株価の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうち上場株式であります。

当行では、これらの金融資産について、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 120 日、信頼区間 99%、観測期間 1,250 日）によって V a R を算定しており、価格変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

平成 28 年 3 月 31 日現在で当行の価格変動リスク量は、2,179 百万円であります。

当行では、モデルが算出する V a R と、V a R 計測時のポートフォリオに基づく仮想の損益とを比較するバックテストングを実施しております。平成 27 年度に関して実施したバックテストングの結果、損失が V a R を超過した実績はありません。

なお、株式会社ふくおかフィナンシャルグループを親会社とする銀行業を営む連結される子会社にて同様に実施したバックテストングの結果、損失が V a R を複数回超過したため、平成 28 年度以降の V a R 計測においては、観測期間を 2,500 日へ長期化し、保守性を確保する方針です。

このように、V a R は過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での価格変動リスク量を計測する手法であり、過去の相場変動で観測できなかった価格変動が発生した場合は、リスクを捕捉できない可能性があるため、当行では、必要に応じて、適時・適切に使用する計測モデル等の見直しを行い、リスクを捕捉する精度を向上させております。

(iii) 為替変動リスク

当行において、リスク変数である為替の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」のうち外貨建貸付金、「預金」のうち外貨建預金、「デリバティブ取引」のうち通貨関連取引であります。

当行では、当該金融資産と金融負債相殺後の純額をコントロールすることによって為替リスクを回避しており、リスクは僅少であります。

③流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクの軽視が経営破綻や、ひいては金融機関全体の連鎖的破綻（システミック・リスク）の顕在化につながりかねないため、流動性リスクの管理には万全を期す必要があると考えております。

当行の取締役会は、流動性リスク管理の基本方針を定めた「流動性リスク管理方針」、具体的管理方法を定めた管理規則及び流動性危機時の対応方針を定めた規則を制定し、流動性リスクを適切に管理しております。

当行では、ALM委員会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、対応方針を決定しております。リスク限度枠等については、資金繰りリミットや担保差入限度額等を常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っております。

当行の資金繰りの状況について、状況に応じた管理区分（平常時・懸念時・危機時等）及び状況に応じた対応方針を定め、資金繰り管理部門が月次で管理区分を判断し、ALM委員会で必要に応じて対応方針を協議する体制としております。

流動性リスク管理にかかる組織は、日々の資金繰りの管理・運営を行う資金繰り管理部門、日々の資金繰りの管理・運営等の適切性のモニタリング等を行う流動性リスク管理部門及び内部監査部門で明確に分離しており、相互牽制機能が発揮できる組織体制としております。流動性リスク管理部門は、流動性リスクに関するアクションプランを定めた「リスク管理プログラム」に則り、流動性リスク管理態勢の整備・確立に努めております。内部監査部門は、流動性リスクの管理状況の適切性を監査しております。

また、流動性リスク管理部門は、流動性リスク及び流動性リスク管理の状況について定期的に又は必要に応じて適時・適切に取締役会やALM委員会等へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。また、「貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	324,545	324,545	—
(2) コールローン	7,778	7,783	5
(3) 有価証券 其他有価証券	750,992	750,992	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（※1）	1,465,210 △20,804		
	1,444,405	1,467,365	22,959
資 産 計	2,527,721	2,550,687	22,965
(1) 預金	2,188,823	2,189,059	235
(2) 譲渡性預金	86,647	86,663	15
(3) コールマネー	25,000	24,999	△0
(4) 借入金	152,985	152,782	△203
負 債 計	2,453,457	2,453,505	48
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	156	156	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	156	156	—

（※ 1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※ 2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン

コールローンのうち、有担保取引については、ほとんどの部分が担保により信用リスクが相殺されているため、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率で割り引いた現在価値を算定しております。また無担保取引については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表された基準価格によっております。但し、債券のうち、取引所の価格及び取引金融機関から提示された価格のいずれも取得できないものについては、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

自行保証付私募債は、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた貸出金の種類及び債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを見積もり、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) コールマネー

コールマネーについては、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(4) 借入金

借入金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等(*1)(*2)	1,078

（＊１） 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２） 当事業年度において、非上場株式等について３百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売 買 目 的 有 価 証 券	0

2. 満期保有目的の債券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 28 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

4. その他有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,341	6,797	3,544
	債券	740,321	710,634	29,686
	国債	623,051	596,346	26,704
	地方債	25,731	25,271	460
	社債	91,538	89,016	2,521
	その他	—	—	—
	小計	750,662	717,432	33,230
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	233	280	△46
	債券	96	100	△3
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	96	100	△3
	その他	—	—	—
	小計	329	380	△50
合計		750,992	717,812	33,179

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	309	8	60
債券	22,763	460	0
国債	21,465	460	—
地方債	100	0	—
社債	1,198	0	0
その他	—	—	—
合計	23,072	469	61

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,617 百万円
税務上の繰越欠損金	4,706
退職給付引当金	509
有価証券償却	233
減価償却	616
連結納税に伴う時価評価益	8,735
その他	1,748
繰延税金資産小計	23,166
評価性引当額	△10,491
繰延税金資産合計	12,674
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,722
退職給付信託設定益	△164
退職給付信託返還有価証券	△180
連結納税に伴う時価評価損	△589
その他	△1
繰延税金負債合計	△10,658
繰延税金資産の純額	2,016 百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.8%から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.6%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は 111 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 511 百万円、法人税等調整額は 622 百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は 232 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

なお、欠損金の繰越控除制度が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 60 相当額に、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 55 相当額に、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 50 相当額に控除限度額が改正されましたが、これに伴う影響は軽微であります。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 45 円 62 銭

1株当たりの当期純利益金額 1 円 89 銭